

昭島市社会教育複合施設
建設計画基本方針・基本計画

平成 24 年 3 月

昭島市

【目次】

はじめに	1
基本方針	3
第1章 社会教育複合施設の基本的考え方	3
1 社会教育複合施設の役割	3
(1) 社会教育を取り巻く潮流	3
(2) 社会教育に係る昭島市の特色	4
(3) 関連施設の現状	5
第2章 社会教育複合施設のコンセプト	11
1 社会教育複合施設の整備コンセプト	11
(1) コンセプト	11
(2) 設置の目的	11
(3) 事業体としての役割	11
(4) 支援者としての役割	11
2 社会教育複合施設の特色	12
(1) 社会教育複合施設の構成	12
(2) 各施設のコンセプト	13
3 機能複合化のメリット	14
(1) 市民活動の共有、市民の交流促進	14
(2) 連携による新たなサービスの高付加価値化	14
(3) 効果的な施設運営	14
第3章 施設におけるサービス提供方針	15
1 施設全体のサービス提供方針	15
2 各施設のサービス提供方針	15
(1) 中央図書館におけるサービス提供方針	16
(2) 郷土資料室におけるサービス提供方針	17
(3) 教育センターにおけるサービス提供方針	18
(4) 男女共同参画センターにおけるサービス提供方針	19
(5) その他共有空間におけるサービス提供方針	20
3 外部機関との連携の考え方	21
(1) 中央図書館	21
(2) 郷土資料室	21

(3) 教育センター	21
(4) 男女共同参画センター	21
第4章 施設の管理運営に関する基本方針	22
1 施設全体の管理運営方針	22
(1) 施設間での人材の共有	22
(2) 施設間での情報共有	22
(3) 市民による運営参画	22
2 中央図書館	22
(1) 施設運営の基本的考え方	22
(2) 開館日・開館時間	23
3 郷土資料室	24
(1) 施設運営の基本的考え方	24
(2) 開館日・開館時間	24
4 教育センター	24
(1) 施設運営の基本的考え方	24
(2) 開館日・開館時間	24
5 男女共同参画センター	24
(1) 施設運営の基本的考え方	24
(2) 開館日・開館時間	24
第5章 建物・設備に関する基本方針	25
1 施設全体の整備基本方針	25
(1) 様々な目的の人が集い、交流する施設	25
(2) 多様なニーズに対応した柔軟な施設	25
(3) ユニバーサルデザインの施設	25
(4) 市民が安心して利用できる施設	25
(5) 環境に配慮した施設	25
2 施設別の整備基本方針	26
(1) 中央図書館	26
(2) 郷土資料室	27
(3) 教育センター	28
(4) 男女共同参画センター	28
第6章 事業手法について	29
1 想定される事業手法	29
(1) 施設整備の事業手法	29
(2) 施設運営の事業手法	30
2 各施設の特性から見た運営事業手法検討の考え方	31

(1) 中央図書館.....	31
(2) 郷土資料室.....	31
(3) 教育センター.....	31
(4) 男女共同参画センター	31
3 事業手法の検討に係る今後の方針	31
基本計画	32
第1章 建設予定地の概要	32
第2章 ゾーン別整備計画	32
1 ゾーン別の整備方針	32
(1) 中央図書館.....	32
(2) 郷土資料室.....	34
(3) 教育センター.....	35
(4) 男女共同参画センター	36
(5) 共通機能	36
2 ゾーン別の諸室、設備等	38
資 料	42
昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会について	43
「昭島市社会教育複合施設 建設計画基本方針・基本計画」に係る市民参加について ...	46

はじめに

本市においては、市域のほぼ中央に所在し、位置及びその規模においても貴重な公共用地である庁舎跡地の有効活用が重要な検討課題とされてきた。また近年、余暇時間の拡大や市民意識の変化に伴い、生涯学習に対する市民の関心が高まってきており、高齢化への対応に併せ教育・文化の充実が求められている。

こうした状況を受け、本市では、平成 8 年度に「昭島市庁舎跡地土地利用基本構想」を策定し、庁舎跡地のうち北側に位置する分室跡地（昭島市昭和町一丁目地内）に、以下の機能を有する「社会教育施設」を整備するとの方針を定めている。

情報化社会の進展や余暇時間の増大を背景とし、市民の学習意欲が年々高まる中で、市民の自主的な学習意欲に応え、地域文化を振興し創造発展させる場が求められており、次の機能を有する施設の整備を行うものである。

- ① 市民の学習意欲の高まりに十分対応できる図書館活動の拠点としての施設機能
- ② 市民の共有財産である貴重な文化遺産を後世に正しく伝えていくための施設機能
- ③ 教育の充実及び振興を図るための施設機能

（昭島市庁舎跡地土地利用基本構想（平成 9 年 2 月）より抜粋）

また、本市では、社会教育複合施設の建設を、図書館ネットワークの拠点として、また市民の教育振興及び文化交流を図るための施設として、平成 23 年度～平成 32 年度を計画年次とする「第五次昭島市総合基本計画」における主要事業として位置付けている。

さらに、平成 22 年 4 月には「社会教育複合施設建設計画基本方針策定庁内検討委員会」（以下、「庁内検討委員会」という。）を設置し、社会教育を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズ、本市における現況等を分析し、施設のコンセプトについて検討を行った。その結果、現在の男女共同参画ルームは、関係団体への場の提供が主であり、関係図書提供や、教育相談との連携など、活動の支援を充実させることが必要である。そのため、図書館、郷土資料室、教育相談室、さらに男女共同参画ルームを含む社会教育複合施設として検討することとした。

その後、庁内検討委員会における協議結果を基に、本計画に係る市民ワークショップ及び市民検討委員会を開催した。市民ワークショップにおいては、図書館、郷土資料室、男女共同参画ルーム、また施設全体の利用についての様々な意見交換が行われた。それらの意見を基に、市民検討委員会において、施設のコンセプトからサービス、建築整備、運営、事業手法に対する考え方について検討を行い、昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針を策定した。

本計画は、「社会教育複合施設建設計画基本方針」を基調として、庁内検討委員会及び市民検討委員会により、具体的な機能や整備手法を検討し、本施設のサービス計画、建物・設備計画、整備手法等に関する基本的な方針を取りまとめたものである。

本市では、社会教育複合施設の建設を、図書館ネットワークの拠点として、また市民の教育振興及び文化交流を図るための施設として、平成 23 年度～平成 32 年度を計画年次とする「第五次昭島市総合基本計画」における主要事業として位置付けており、市民一人ひとりに対し、自己実現のための機会を提供するとともに、日常生活における様々な課題を解決するための情報やネットワークの基盤を構築することで、昭島市の未来を築くための拠点施設となることを目指す。

基本方針

第1章 社会教育複合施設の基本的考え方

1 社会教育複合施設の役割

近年、社会教育を取り巻く環境が大きく変わってきている。

1つ目は、市民活動の多様化、活発化である。市民の社会参加意欲や、団塊世代及びシニア世代における生涯学習への取組み意欲が高まっている。また、ビジネスパーソンにおいても、資格獲得など自己実現に向けた取組みを行う人々が増えている。

2つ目の変化としては、ICTの高度化が挙げられる。インターネットの普及により、人々が入手できる情報量は格段に増加した。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など新たな情報発信の手段は、さらにコミュニケーションを多様化させ、人々は容易に情報を共有し、新たなコミュニティの形成を可能なものにした。

以上のように、ICTの発展により、社会参加や生涯学習を望む人々が取得できる情報や機会は大幅に増加した。それゆえ、今後は、自らが必要とする情報や機会を選択する能力が求められてくる。適切な情報を入手し、自らの目的にあった人々と交流し、活動するためには、市民一人ひとりが情報リテラシーを高めると共に、関心がある分野に対する知識を深める必要がある。社会教育複合施設は、上記のような高い自己学習意欲を有する市民を育て、支援することが求められている。

一方、「昭島市庁舎跡地土地利用基本構想」が策定されて既に10年以上が経過しており、社会教育複合施設が実際に開館するまでも数年の期間を要することになる。したがって、社会教育複合施設の導入機能を検討する上では、社会教育を取り巻く潮流や地域的な特色に鑑み、今後の昭島市でどのような社会教育が必要とされているのか、明らかにする必要がある。

（1）社会教育を取り巻く潮流

ア 高まる自己学習ニーズへの対応

近年、市民の生活・活動の場である地域社会は、生涯学習に親しみ、その成果を活かして住みよい地域環境・快適なまちづくりを目指していく場である。従って、地域社会に期待される様々な課題解決のため、社会参加等に向けて、自ら情報の収集や学習を行う人々が増えている。社会教育複合施設では、そうした人々のニーズに応じた機会や情報の提供を通じて、個々人の自己実現を支援することが求められている。

イ 個々人の情報リテラシー向上に向けた基盤整備

高度情報化社会においては、インターネットを通じて誰でも膨大な情報にアクセス可能であるため、必要な情報を取捨選択し、適切に使いこなすことができれば、社会参加への機会拡大など、自らの手によって社会とのつながりを築くことができる。

それゆえ、社会教育複合施設では、情報リテラシー向上のための機会や地域住民が必要とする情報を提供することが求められている。

ウ 地域での活動や仲間づくりに関する情報の提供

近年、高齢化や核家族化の進行により、地域のコミュニティの重要性が再認識されている。また、子育て世代や介護世代など、地域とのつながりを求めている人々が増加している。一方、市外に通勤するビジネスパーソンなど、地域の情報が入手しにくいために、地域での活動等に参加できない人々も存在する。

それゆえ、社会教育複合施設では、地域での活動や仲間づくりに関する情報を提供することで地域コミュニティを活性化し、その結果、これまで個々人で抱えていた悩みや課題が共有され、解決へとつながることが期待される。

エ 家庭教育、学校教育力の向上支援

社会環境が激しく変化する昨今においては、子どもたち自身だけでなく子育てをしている親の側も悩みや戸惑いを抱えている。また、男女共同参画社会においては、父親は母親とともに家庭教育により積極的に参画していくことが求められている。

さらに、今後の教育においては、家庭教育と学校教育が相互補完することが求められている。家庭教育においては、幼児への読み聞かせなどによって、考える力を育て情緒や感性を豊かにすることが期待される。一方、学校教育の現場においては、児童の創造力を育てると同時に、地域に対する理解を深めることが求められている。

社会教育複合施設では、家庭教育と学校教育の双方を支援し、子どもの能力向上に資することが期待される。

(2) 社会教育に係る昭島市の特色

ア 郷土文化の継承・発展

昭島市は、アキシマクジラなど、貴重な文化遺産を数多く有している。しかし、現状においては、観光資源としての活用や対外的な情報発信が十分に行われているとはいえず、また、現在郷土資料室で保有している郷土資料の一部では経年劣化も見られ、次世代に良好な状態で継承することが困難となる恐れがある。

こうしたことから、社会教育複合施設においては、これらの資料を有効活用し、昭島市の郷土文化に対する市民の愛着や理解度を高め、次世代に継承・発展することが

求められている。

イ 活動団体の連携

昭島市内には、文化保護や男女共同参画など、様々な活動団体が存在する。しかし、それらの活動内容を外部に報告する機会がないため、団体間の調整や連携が難しい状況にある。

それゆえ、社会教育複合施設においては、それらの団体が活動する場を提供するだけでなく、団体間での活動内容の共有や市民への活動内容の報告を行う機会を提供することが求められている。

ウ 教育機関と生涯学習機関の連携

昭島市における教育研修の場は図書館や郷土資料室と距離が離れているため、連携が難しい状況にある。子どもの学力向上における読書の重要性や次世代への文化継承という観点からも教育研修機関と生涯学習機関の連携は有用であり、社会教育複合施設がその連携役を担うことが期待される。

(3) 関連施設の現状

現在の昭島市民図書館においては、施設の老朽化と狭隘化が進んでいることに加え、周辺の道路拡張事業に伴い、建物を移転することが求められている。また、現在の昭和町分室に所在する郷土資料室、教育相談室、男女共同参画ルーム等の施設においても、施設の老朽化・狭隘化が著しく、市民のニーズに十分応えられていないのが現状である。

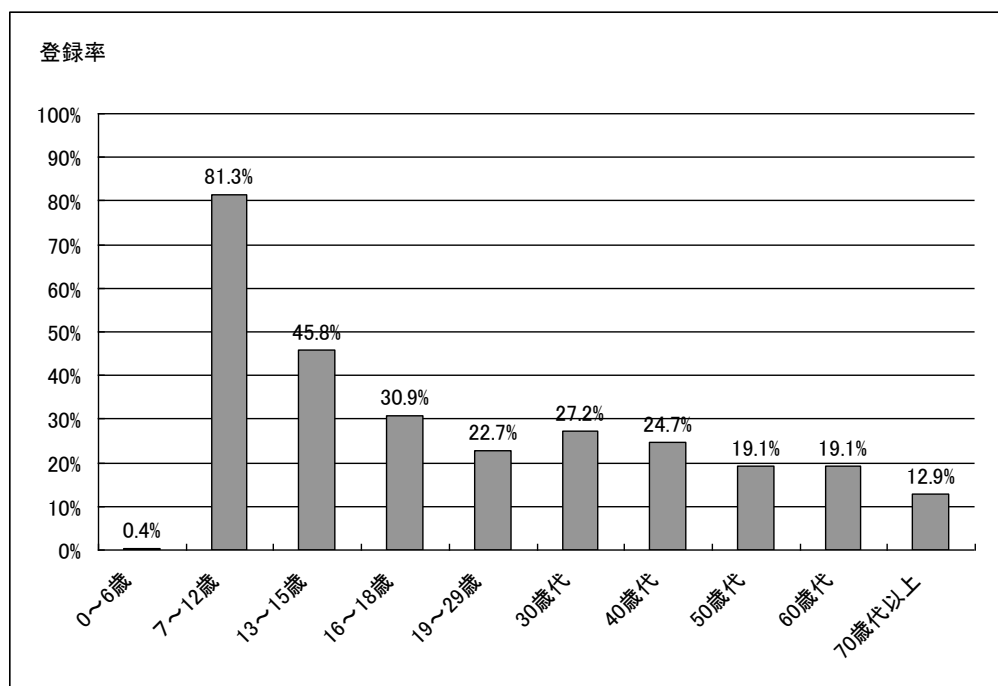
ア 市民図書館

人口に占める登録者の割合は、平成 12 年度が 25.3%であるのに対し、平成 22 年度は、24.0%と減少傾向にある。とりわけ、20 歳代（19～29 歳）及び 50 歳代以降の登録率が低い状況にある。一方、人口一人当たりの貸出冊数は増加傾向にあることから、既存利用者の図書館に対するニーズは高いと考えられる。

【昭島市における図書館登録者数】

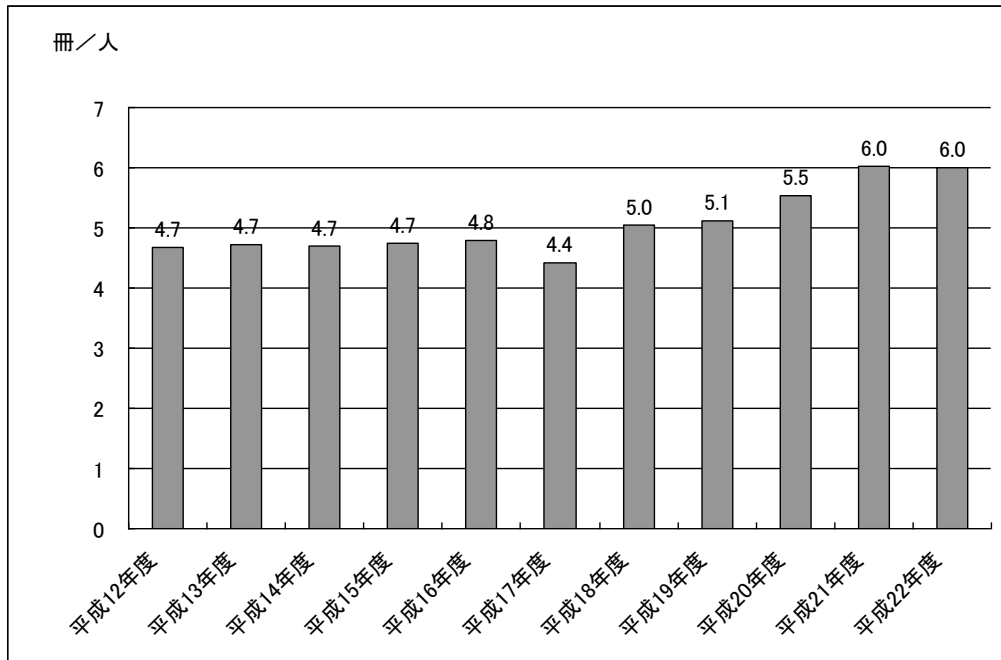
	登録者数（人）	人口（人）	登録率（%）
平成 12 年度	27,249	107,533	25.3%
平成 13 年度	25,645	109,066	23.5%
平成 14 年度	27,229	110,453	24.7%
平成 15 年度	27,732	110,695	25.1%
平成 16 年度	27,969	110,929	25.2%
平成 17 年度	27,924	112,023	24.9%
平成 18 年度	27,910	112,578	24.8%
平成 19 年度	27,814	112,936	24.6%
平成 20 年度	24,935	112,808	22.1%
平成 21 年度	25,840	113,475	22.8%
平成 22 年度	27,222	113,628	24.0%

【各年代の登録率（登録者数÷人口）】



※年齢が不明となっている登録者については、70 歳代以上に包含した。

【市民一人あたりの貸出冊数】



イ 郷土資料室

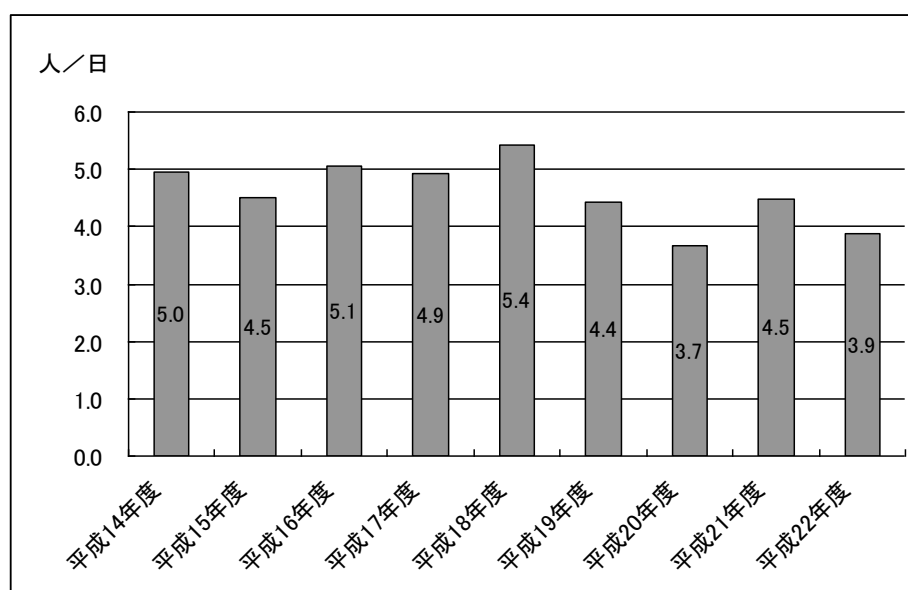
平成 22 年度の利用者数は、633 人であった。なお、このうち一般来室者は 310 人である。

また、一日あたりの来室者数（団体見学者を含む）は、近年、微減傾向にあるものの、概ね約 4～5 人である。

【平成 22 年度の来室者数】

月	開館日数 (日)	合計来室者数 (人)	合計来室者数数 (人) (除：団体見学者)	一日平均来室者数 (人／日)
4 月	12	15	15	1.3
5 月	14	16	16	1.1
6 月	13	15	15	1.2
7 月	13	14	14	1.1
8 月	18	101	101	5.6
9 月	16	216	28	13.5
10 月	15	165	30	11.0
11 月	12	21	21	1.8
12 月	13	18	18	1.4
1 月	14	15	15	1.1
2 月	12	27	27	2.3
3 月	11	10	10	0.9
合計	163	633	310	3.9

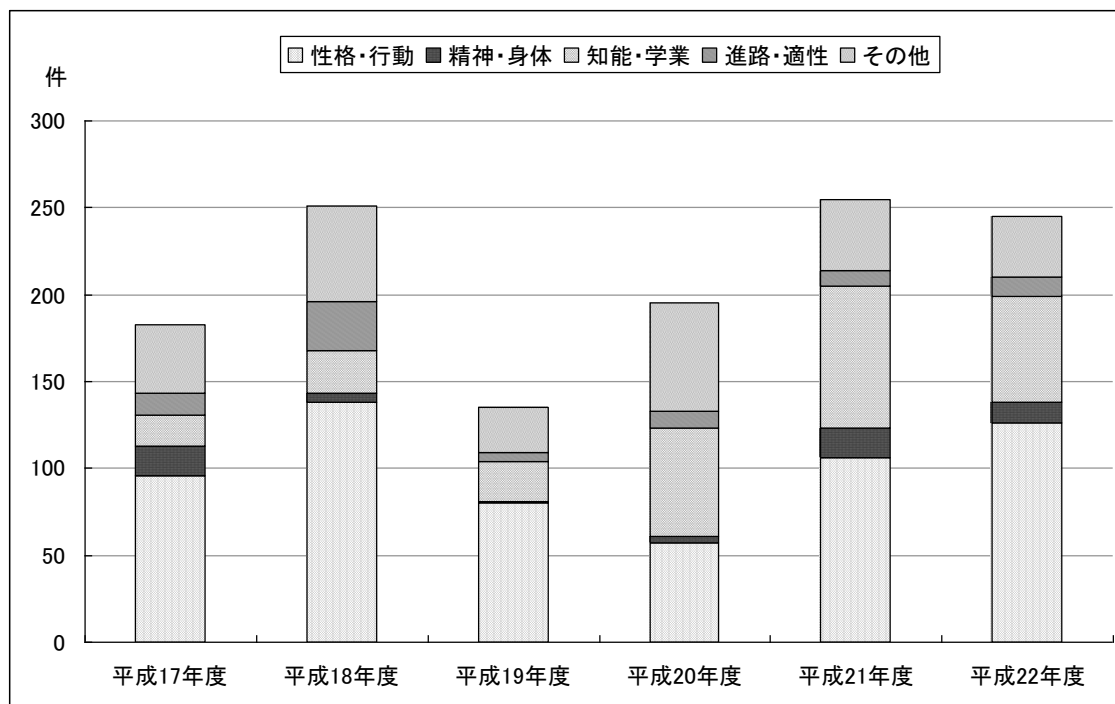
【一日あたりの来室者数の推移】



ウ 教育相談室

平成 22 年度の相談件数は 245 件、平成 19 年度の 135 件から増加している。また、近年は、来室による相談が増加傾向にある。

【各年度の総相談件数の推移】



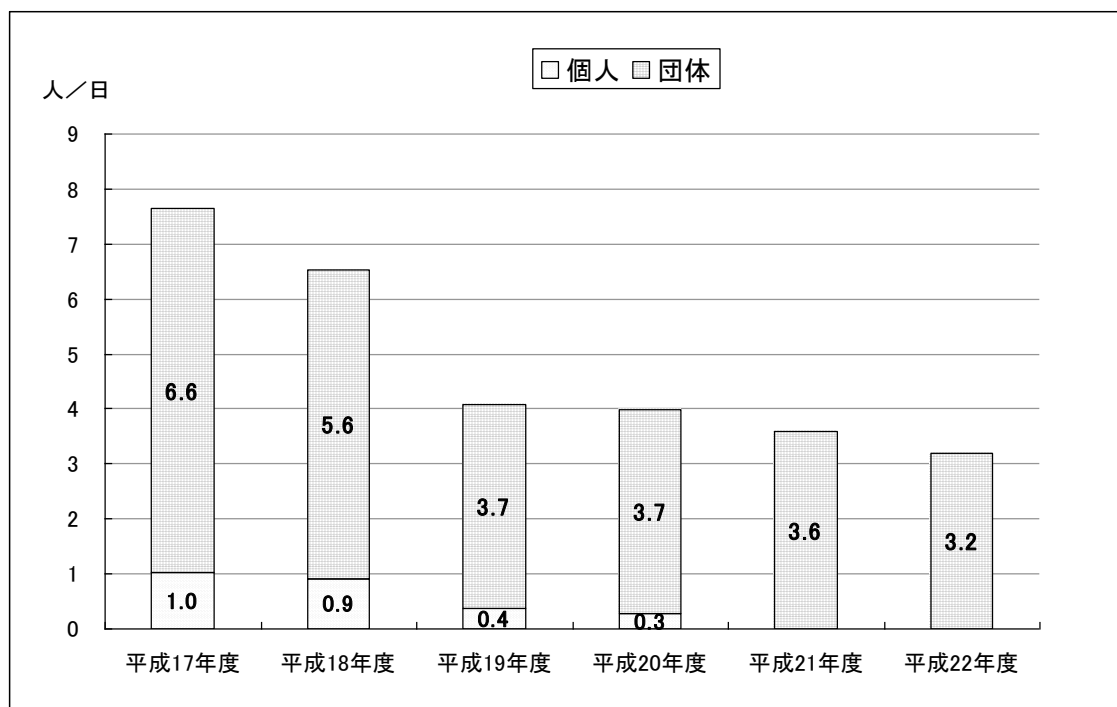
【各年度の来室率の推移】

	来室 (件)	電話 (件)	合計 (件)	来室率 (%)
平成 17 年度	108	75	183	59.0%
平成 18 年度	143	108	251	57.0%
平成 19 年度	78	57	135	57.8%
平成 20 年度	133	62	195	68.2%
平成 21 年度	199	56	255	78.0%
平成 22 年度	210	35	245	85.7%

エ 男女共同参画ルーム

一日あたりの団体利用者数は、平成 17 年度以降、減少傾向にある。

【一日あたりの利用者数の推移】



※男女共同参画センターでは、平成 21 年度以降、個人を対象とした利用を実施していない。

第2章 社会教育複合施設のコンセプト

1 社会教育複合施設の整備コンセプト

(1) コンセプト

「つなぐ・広がる・見つける・育む」知の拠点

- ・ つなぐ：市民と情報、市民と市民をつなぎ、あきしまの今を未来につなぐ場
- ・ 広がる：市民ひとりひとりの世界が広がり、交流の輪が広がる場
- ・ 見つける：市民が自ら課題に向き合い、必要とする知識や情報、人とのつながりを見つける場
- ・ 育む：あきしまの未来を創る市民を育む場

(2) 設置の目的

社会教育複合施設は、昭島市民が日常生活における様々な課題を解決し、社会活動への参加や生活の質的向上を図るために必要とする知識と機会を提供する施設とする。

(3) 事業体としての役割

- ・ 昭島市の「知の拠点」として、庁内の各部門や各種関連機関と連携し、市民の課題解決に向け、リーダーシップを発揮する。
- ・ 「郷土」の記憶を伝える資料を収集し、記録のデジタル化を推進するとともに、昭島市を特徴づけるコンテンツ¹として情報発信を行う。

(4) 支援者としての役割

- ・ 個人の人権の尊重と創造的な発展のための機会を提供する。
- ・ 生涯学習に関する総合的な情報と機会を提供する。
- ・ 市民の生活の質の向上や、社会参加に資する情報や機会を提供する。
- ・ 市民の情報リテラシーなどの向上に努める。
- ・ 子どもが本に親しみ、読書習慣を身につけさせることにより、生涯学習の基盤を作る。
- ・ 昭島市における郷土文化を学ぶ場、育む場を提供する。
- ・ 男女共同参画に係る啓発を行う。
- ・ 地域と連携し、家庭教育や学校教育を支える。
- ・ 高齢者や障害者等に対する情報、活動機会を提供する。

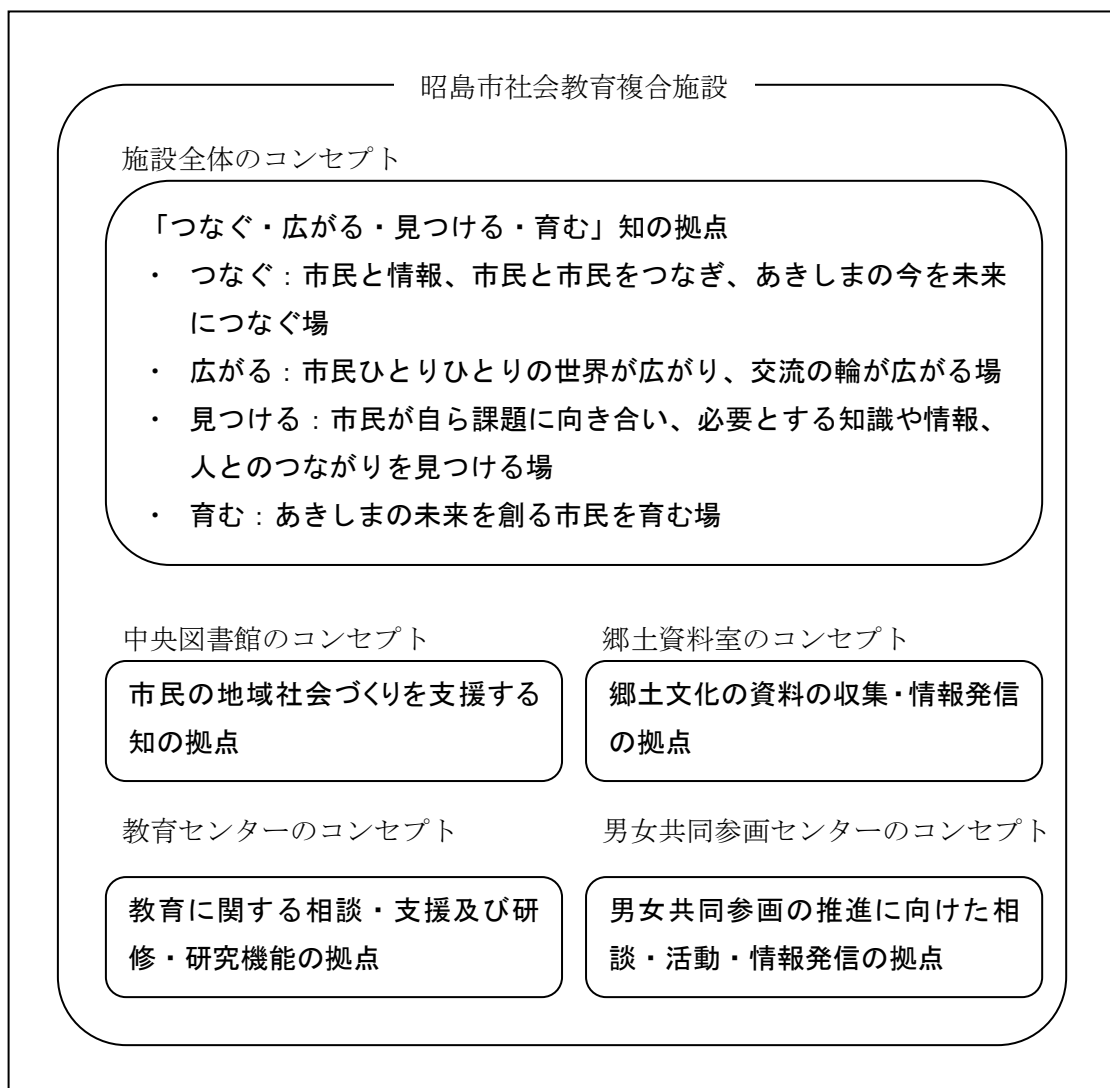
¹ 書籍や雑誌等の出版物、新聞やテレビ・ラジオ等のマスメディア、インターネット等の様々な媒体において、文章・画像・映像・音声などで表現され、受け手に届けられる情報の中身のこと。

2 社会教育複合施設の特徴

(1) 社会教育複合施設の構成

社会教育複合施設は、以下の4つの施設から構成される複合施設とする。

- ① 中央図書館
- ② 郷土資料室
- ③ 教育センター
- ④ 男女共同参画センター



(2) 各施設のコンセプト

ア 中央図書館

【コンセプト】市民の地域社会づくりを支援する知の拠点

【中央図書館の目指す施設の方向性】

- ・ 市民の課題解決に向けた多様な情報、サービスを提供する施設
- ・ 幼い頃から読書習慣を身に付けるための支援を行う施設
- ・ 昭島市の図書館ネットワークの中核となる施設

イ 郷土資料室

【コンセプト】郷土文化の資料の収集、情報発信の拠点

【郷土資料室の目指す施設の方向性】

- ・ 市民と共に郷土文化を育むための施設
- ・ 貴重な文化財を次世代へ受け継ぐため、所蔵品の適切な管理・保存を行う施設

ウ 教育センター

【コンセプト】教育に関する相談・支援及び研修・研究機能の拠点

【教育センターの目指す施設の方向性】

- ・ 家庭教育及び学校教育の現場で生じる課題に対する相談・支援を行う施設
- ・ 教職員が各種研修の受講や各種教材の作成・編集、指導法のノウハウの共有等を行う施設

エ 男女共同参画センター

【コンセプト】男女共同参画の推進に向けた相談・活動・情報発信の拠点

【男女共同参画センターの目指す施設の方向性】

- ・ 男女共同参画に対する理解の深化を支援する施設
- ・ 男女共同参画に関連する団体のコミュニティ活動や情報発信の場を提供する施設

3 機能複合化のメリット

(1) 市民活動の共有、市民の交流促進

これまでは、市民団体は、各々が所属する団体が利用する施設内で活動することが多く、自らの活動内容を市民に報告する機会がそれほどなかった。

しかし、社会教育複合施設では、様々な目的を持った団体または個人が利用するため、自らの団体の活動をより広範に伝えることが可能となる。

また、様々な関心を有する市民が集い、交流することによって、人々が新たな学習機会を得たり、個々人が抱える課題解決のきっかけを得ることが期待される。

(2) 連携による新たなサービスの高付加価値化

これまではそれぞれの施設が個々にサービスを提供していたが、それらの施設を併設することによって、新たなサービスの創造やサービスの向上が期待できる。

例えば、教育センターでは、図書館と連携することによって、読書を通じた生徒への指導方法について検討することが可能である。同様に、教育センターと男女共同参画センターが連携することによって、個別の相談だけでなく、同様の立場にいる親が集い、話し合うなどの機会を提供することが可能になる。

【連携による新たなサービスの例】

連携する施設		サービス例
図書館	郷土資料室	地域図書と郷土資料の共同展示
図書館	教育センター	読書を通じた生徒への指導方法の検討
教育センター	男女共同参画センター	教育に関する悩みを有する保護者の座談会

(3) 効果的な施設運営

社会教育複合施設では、施設全体の運営や維持管理を一体的に行うことが可能になる。その結果、それぞれの施設を単独で整備した場合と比較して、施設運営に係る事務コストや維持管理コストの軽減が期待される。また、会議室など一部の施設については、共有化することによって、全ての施設について、稼働率の向上が期待できる。

第3章 施設におけるサービス提供方針

1 施設全体のサービス提供方針

第2章1（1）に示すコンセプトを実現するために、社会教育複合施設では、以下の方針に沿ってサービスを提供する。

- ・ 4つの施設が一体的に連携することで、児童から青少年、成人に至る一貫したサービスを提供する。
- ・ 個々の施設は、それぞれが従来のサービスを提供するだけでなく、利用者のニーズや情報技術の革新を考慮し、その時代に応じたサービスを提供する。
- ・ 施設におけるサービスは、市民と協働して創り上げる。こうした取組みを推進することで、昭島らしさの構築を目指す。
- ・ 市民や関連団体、学校等と連携することで、多様なニーズに対応した、より広範なサービスを提供する。

2 各施設のサービス提供方針

社会教育複合施設において提供するサービスは、①中央図書館、②郷土資料室、③教育センター、④男女共同参画センター、⑤その他共有空間に分類される。想定されるサービスは以下のとおりである。

(1) 中央図書館におけるサービス提供方針

サービスの提供にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」及び「ユネスコ公共図書館宣言」における基本的考え方を参考とする。

具体的には、市民の読書活動を推進するためのサービス及び市民の調査・研究に係る活動の支援を行う。また、市の中央館として、市内の図書館ネットワークの円滑な運用を支援する。

① 開架資料閲覧サービス

- ・ 利用者の年齢層やニーズに沿った蔵書を提供する。
- ・ 市民の課題に関わる様々な情報を提供する。
- ・ 利用者がくつろいで読書や資料閲覧を行える環境を提供する。
- ・ 図書館における技術革新を反映し、ハイブリッド（紙媒体と電子媒体）の情報基盤を提供する。

② 調査・研究サービス

- ・ 調査・研究を行う利用者のための情報資料を提供する。
- ・ 利用者が効率的に知的・専門的作業を行える場を提供する。

③ 読書支援サービス

- ・ 多くの市民が読書に親しみ、図書館の資料を活用できるように、広報などで働きかけを行う。
- ・ 情報リテラシー講習会など、利用者が必要な情報を収集するための支援を行う。
- ・ ブックスタートや読書イベントなど、児童・青少年が読書習慣を身に付けるための支援を行う。

④ 市内図書館ネットワークの構築

- ・ 市内の分館、分室、学校図書館を支援し、昭島市の図書館ネットワークを構築する。

⑤ その他サービス（事務機能）

- ・ 閉架書庫、事務室、図書館配送作業室など

(2) 郷土資料室におけるサービス提供方針

昭島市が有する貴重な郷土資料の収集・保存を行うとともに、それらの資料を有効活用するために、企画展示や市民参加型のイベントを実施する。

I C Tを活用し、展示物を様々な方法で見る・触れる・感じることで、市民に郷土資料の価値を再認識してもらい、昭島市の郷土文化の継承・発展へとつなげる。

① 郷土資料展示サービス

- ・ 郷土資料の常設展示及び特別展示により郷土文化の魅力を伝える。なお、展示にあたっては、実物に限らず、デジタル写真の展示など I C Tを活用する。

② 郷土資料体験サービス

- ・ 学校授業や市民の生涯学習の素材として郷土資料を提供する。
- ・ 市民に対し、昭島市の郷土文化に対する知識を深めるためのイベント等を実施する。

③ 郷土文化情報発信サービス

- ・ デジタルによる保存を進め、インターネット等での情報発信を行う。

④ 郷土資料管理・保存サービス

- ・ 貴重な文化財を次世代へ受け継ぐため、所蔵品の適切な管理・保存を行う。

⑤ その他サービス（事務機能）

- ・ 事務室など

(3) 教育センターにおけるサービス提供方針

教育相談や適応指導教室を通じ、家庭における教育の課題解決に向けた支援を行う。

また、学校教育の充実及び振興を目的とした、教職員による（中央図書館や郷土資料室の資料を活用した）教育研究の支援を行う。

① 教育相談サービス（教育相談室）

- ・ 児童生徒や保護者に対する教育相談・支援サービスを提供する。

② 不登校児童生徒支援サービス（適応指導教室）

- ・ 不登校児童生徒に対する学習指導や進路相談を実施する。

③ 教職員による教育研究への支援サービス

- ・ 教育に関する各種研修の受講や各種教材の作成・編集、指導法を学ぶための場を提供する。
- ・ 教職員が図書や郷土資料を活用した教育を研究するための支援を行う。

④ その他サービス（事務機能）

- ・ 事務室、教材保管スペースなど

（４）男女共同参画センターにおけるサービス提供方針

男女共同参画社会の実現に資する活動の場として、男女共同参画に係る活動支援や女性の悩み事相談、男女共同参画に関する理解を深めてもらうため、市民に情報発信等を行う。

① 団体活動支援サービス（団体活動ルーム）

- ・ 男女共同参画に関連した市民及び団体に対し、交流の場と学習や活動のための拠点を提供する。
- ・ 調査・研究を行う利用者のための情報資料を提供する。

② 男女共同参画関連相談サービス（男女共同参画相談室）

- ・ 専門カウンセラー等による女性悩みごと相談等を実施する。

③ 男女共同参画関連情報発信サービス

- ・ 男女共同参画に関連した課題に関する情報発信や講座等の場を提供する。

④ その他サービス（事務機能）

- ・ 事務室など

(5) その他共有空間におけるサービス提供方針

市民の生涯学習や文化的活動を推進するための総合的な情報サービスと、多様なコミュニケーションの機会及び場を提供する。また、市民の社会参加やコミュニティ活動に資する情報の提供サービスを行う。さらに、昭島市における教育・文化に係る活動を発信する。

① 集会・創造活動サービス

- ・ 市民がグループでの会議や共同作業、デジタル資料の作成・編集等を行えるスペースの貸出しを行うとともに、図書館主催の情報リテラシー講習会等に活用する。

② 交流・情報発信サービス

- ・ 市民による団体・サークル活動の紹介、図書館をはじめとする各施設が主催する企画展示やイベント等の会場として活用する。
- ・ 生涯学習に関連する幅広い情報を収集・発信する。

③ 共同学習・研修サービス

- ・ 市民がグループでの共同学習を行えるスペースの貸出しを行うとともに、図書館をはじめとする各施設が主催する市民向け講座や教育研修等の会場として活用する。

④ アメニティ・休憩サービス

- ・ 図書館以外の施設の利用者や、特に目的がなく訪れた利用者でも気軽に立ち寄ることができ、リラックスして安全に休憩や談話をしながら過ごせる場を提供する。
- ・ 子育て世代の人々が活動するために、子どもの一時預かりを行う。

3 外部機関との連携の考え方

各施設は、関連する外部機関と連携することで、より効果的なサービスの提供や、自らの施設で実施できないサービスについても、それらに関する情報の提供を目指す。各施設における連携の考え方は以下のとおりである。

(1) 中央図書館

- ・ 学校や市民活動団体と連携し、子どもの読書推進や高齢者、障害者に対する読書支援を行う。
- ・ 国立国会図書館や他自治体の図書館、近隣の大学図書館等と連携し、より広範な図書を提供する。
- ・ 民間事業者と連携し、ICT等を活用した新たな図書館サービスの創出を目指す。

(2) 郷土資料室

- ・ 郷土文化に関する活動を行う個人や団体と連携し、学習成果発表の場や郷土資料室の企画運営に参加する機会を提供する。
- ・ 市内の小中学校と連携し、学校授業や課外活動における郷土資料の活用を推進する。
- ・ 郷土文化の魅力をより効果的に伝える手段や最新技術について、民間事業者の有するノウハウを積極的に活用する。
- ・ 国や東京都、その他自治体の博物館等と連携し、郷土資料の活用方法に関する情報交換や展示資料の相互貸与等を行う。

(3) 教育センター

- ・ 市内の小中学校と連携し、学校教育の充実を図るとともに、支援を必要とする児童生徒や保護者に対し、安心して施設を利用できる場を提供する。
- ・ 市内の社会教育施設で活動する社会教育団体等と連携し、地域人材の活用や、児童生徒の地域活動への参加を推進する。
- ・ 近隣の大学等の教育機関と連携し、学生ボランティアの育成・活用や小中学校との交流を推進する。

(4) 男女共同参画センター

- ・ 男女共同参画推進を目的として活動する市民団体と連携し、市民に対する相談・支援サービスを行う。
- ・ 国や東京都その他関連団体と連携し、関連資料の配布や講演会・セミナーの開催等を行う。

第4章 施設の管理運営に関する基本方針

1 施設全体の管理運営方針

(1) 施設間での人材の共有

4つの施設は、それぞれ個別の業務を有するため専門知識を有する人材が必要である反面、連携して提供するサービスも多い。また、事務作業等については、共有化することで人材の効率的な活用が可能となる。

(2) 施設間での情報共有

4つの施設による連携サービスを推進するために、各施設の担当者が定期的に打合せを行い、情報の共有を行う。

(3) 市民による運営参画

施設の運営に関しては、地域内の活動団体と連携し、地域の実情にあった施設の運営を目指す。

2 中央図書館

(1) 施設運営の基本的考え方

中央図書館は、これまでの市民図書館の機能を継承することに加え、新たな機能を有する施設となる。このことを踏まえ、施設運営の基本的考え方は、以下に基づくものとする。

ア 利用者の目線に立った運営の実施

市民の課題解決を支援する図書館として、常に利用者の目線に立った運営に努める。

館内やインターネット上でサービスを提供するにあたり、利用者の年齢や障害の有無、母国語などによって物理的・心理的な壁（バリア）を生じさせない、バリアフリーのサービスに努める。また、ソフト及びハードの両面において、煩雑な手順や待ち時間といったストレスの要因を可能な限り取り除くとともに、誰もが思わず使ってみたくなるような工夫を積極的に取り入れ、継続的なサービスの質の向上に努める。

イ 市民とともに作り上げる運営の実施

市民ボランティア団体や利用者サークルの協力による図書館サービスの充実を図り、市民とともに作りあげる運営を実現する。また、既に図書館を十分に活用している市民だけではなく、これまで図書館をあまり利用したことのなかった市民が必要としている知識や情報など、課題解決に関するニーズを掘り起こし、「市民のための図書館」としてのあり方を検討する。

ウ 連携の取れた運営の実施

他の施設との連携のもと、中央図書館は共有機能を活用して施設全体の来館者を増やし、図書館サービスとの相乗効果による市民活動や地域の活性化に寄与することが期待される。そのため、共有機能の運用においては他施設との積極的な情報共有を図り、複合施設として連携の取れた運営を実現する。

エ 専門的職員の配置と育成

職員の配置にあたっては、専門的職員を中心に、これからの図書館サービスに求められる ICT の分野などに精通した職員を適切に配置し、市民の期待に応える付加価値の高いサービスの計画・実施に努める。

また、配置された職員には日常的なスキルアップが求められるため、関係機関との情報交換や職員研修等を実施し、継続的な職員の育成を行う。

オ 効果的・効率的な管理運営の実施

市民が簡単・便利に利用できる情報基盤を構築するとともに、今後の技術動向を注視しつつ、蔵書管理の自動化や提供資料のデジタル化を推進する。また、利用者に提供するサービスの向上を優先的に行うため、蔵書管理などは効率化を図る。

(2) 開館日・開館時間

中央図書館の開館日及び開館時間に関する考え方は以下のとおりである。

- ① 様々な生活スタイルをもつ市民のニーズに対応するため、図書館の機能ごとに、利用形態やニーズに照らして柔軟な開館日及び開館時間の設定が可能な運営体制とする。
- ② 休館日は、現在の市民図書館を基本にして、施設全体及び市民要望を考慮して決定する。
- ③ 土曜・日曜の開館時間延長を含め、市民ニーズに応じた開館時間の設定を検討する。
- ④ 市民がインターネットを通じて利用する蔵書検索や施設予約等のサービスは、原則として 365 日 24 時間稼働してニーズに対応する。

3 郷土資料室

(1) 施設運営の基本的考え方

郷土資料室は、貴重な郷土資料の適切な保存を行うとともに、その魅力を十分に引き出し、市民が昭島市の郷土文化に親しむきっかけや場を提供する役割を持つ。

したがって施設運営にあたっては、利用者の興味を引くような展示や体験プログラムを継続的に行い、リピーターの確保に努める。また、収蔵品の管理・保存やプログラムの企画・実施において、郷土文化に興味を持つ個人や郷土史に詳しい地域の人材の積極的な活用を図るとともに、専門的職員の配置に努める必要がある。

(2) 開館日・開館時間

郷土資料室の開館日及び開館時間は、施設全体及び市民要望を考慮して決定する。

4 教育センター

(1) 施設運営の基本的考え方

教育センターは、学校教育に関する相談・支援の窓口として、また教員研修や教育研究の拠点として、図書館を含む複合施設内に設置されるメリットを最大限に活用し、地域に開かれた施設運営を行う。

(2) 開館日・開館時間

教育センターの開館日は、原則として年末年始及び祝日を除く月曜日～金曜日とするが、インターネットを通じた相談の受付や、共有機能を活用して実施する事業（職員研修や児童生徒向けのイベント等）の開催に関しては、この限りではない。また、開館時間や相談の受付時間は、利用者のニーズに応じ、実施するサービス毎に設定する。

5 男女共同参画センター

(1) 施設運営の基本的考え方

男女共同参画センターは、男女共同参画の推進に向けた相談・活動・情報発信の拠点として、図書館を含む複合施設内に設置されるメリットを最大限に活用し、地域に開かれた施設運営を行う。

(2) 開館日・開館時間

男女共同センターの開館日は、施設全体及び市民要望を考慮して決定する。また、開館時間や相談の受付時間は、利用者のニーズに応じて、実施するサービス毎に設定する。

第5章 建物・設備に関する基本方針

1 施設全体の整備基本方針

中央図書館・郷土資料室・教育センター・男女共同参画センターの4つの施設から構成される社会教育複合施設は、次の整備基本方針により、施設コンセプトの実現を図る。

（1）様々な目的の人が集い、交流する施設

目的を持って訪れる人はもちろん、何気なく立ち寄る人も「また行ってみよう」と思えるよう、親しみやすい雰囲気の居場所を提供する施設とする。また同時に、市民の交流広場としてのシンボル性を備えた施設とすることで、人の流れを誘発し、周辺地域ににぎわいをもたらす。

さらに、施設を利用する人が「私もやってみたい」「次はそちらに行ってみよう」と自発的に活動を広げることを促すため、屋内外のオープンスペース等を活用し、魅力ある活動を自然と目にする事ができる空間や環境を提供する。

（2）多様なニーズに対応した柔軟な施設

導入機能と施設空間を従来のように一対一の関係に限定せず、合理的な空間構成とすることで、多目的なニーズに対応しやすい施設とする。また、可動間仕切りを活用したオープンスペースなど汎用性の高いつくり配慮し、将来的な技術革新や更新ニーズに柔軟に対応できる施設とする。

（3）ユニバーサルデザインの施設

子どもから高齢者、障害者など誰もが快適に利用できるよう、バリアフリー法の遵守及びユニバーサルデザインに配慮した施設とする。また、利用者が迷わずに目的の場所を見つけ円滑な移動やサービス利用ができるよう、明快なサービス動線や館内の案内表示、サイン計画等には十分に配慮する。

（4）市民が安心して利用できる施設

社会教育複合施設には多くの人が集まることから、危機管理の視点に配慮し、市民が安心して利用できる施設とする。したがって施設計画の段階から、死角を発生させないことによる事故・盗難の防止や、災害に強い施設性能上の工夫など、人的リスク及び自然災害リスクの両面から、安全対策の検討を行う。

（5）環境に配慮した施設

これからの公共施設においては、環境との調和が必須となる。社会教育複合施設においても、周辺環境との調和に配慮するとともに、省エネルギーの観点から自然光や自然

換気を最大限に活用する。また、自然エネルギー等の活用や適正な緑地の確保など、環境負荷の低減に努める。

2 施設別の整備基本方針

(1) 中央図書館

中央図書館のコンセプトを実現するため、施設・設備及びシステムを整備するにあたっての基本方針は以下のとおりとする。

ア 利用者が体験する空間の質の確保

中央図書館では、単なる本の閲覧・貸出しだけでなく、利用者が読書を楽しみ、それぞれの目的に沿って知的活動を行うためのサービスや環境を提供することが、機能の中心となる。したがって、中央図書館の施設計画においては、これまでのように資料の配架や収納のための空間を優先するのではなく、館内で資料の閲覧や様々な活動を行う利用者を主役と捉え、利用者が体験する空間の質を大切にする。

イ 利用者のニーズに応じた空間及び設備環境

市民の来館を促進するためには、様々な形態（個人・家族・仲間等）で利用しやすい場を提供する必要がある。したがって中央図書館は、個人がリラックスして読書できるゾーンや本とパソコンを併用できるゾーン、比較的高度な調査研究やデータ編集ができるゾーン、親子や仲間では話しながら共同作業を楽しめるゾーンなど、利用者のニーズに応じた柔軟な使い方が可能な空間及び設備環境のある施設とする。

ウ 市民同士の交流を促進し支援する空間及びシステムの整備

市民の生涯学習や地域での活動を活性化するため、また館内の他施設が主催する事業を支援するため、市民が展示・発表を行うためのスペースや、様々な規模の集会・交流イベントに対応できるスペースを整備する。また、物理的な空間だけではなく、利用者が互いにお気に入りの図書を紹介しあったり、生涯学習について情報交換を行ったりする場を、図書館情報システムと連動したインターネット等におけるサービスとして提供する。

エ 高齢者や障害者の利用を妨げない工夫

子どもや高齢者、障害者であっても、求める資料や情報に簡単にたどり着くことができるよう、配架方法や書架の高さ及び間隔、サイン計画に配慮する。また、デジタル資料の閲覧やオンライン上の各種サービスの利用、自動貸出し・返却などの新たなサービスに関しては、視覚的表現や音声・対面によるフォローに至るまで、初めて利用する人でも容易に使い方を理解できるよう工夫する。

オ ICT化、ネットワーク化への対応

電子図書館としてのサービスを提供するため、中央図書館としてふさわしい規模の紙媒体及び電子媒体の蔵書を備えるとともに、先進的で拡張性に優れた図書館情報システムを構築する。

また、デジタル資料や視聴覚資料の閲覧、その他アプリケーションソフトウェア²利用のための環境については、今後の技術動向を注視しながら、多様なニーズに対応できる機器及びシステムを検討する。

さらに、館内の利用環境だけではなく、利用者が自宅のパソコンや携帯電話等から簡単にインターネット経由でアクセスし、個人の好みやニーズに合わせた使い方ができる図書館情報システムの構築を検討する。

(2) 郷土資料室

郷土資料室のコンセプトを実現するため、施設・設備及びシステムを整備するにあたっての基本方針は以下のとおりとする。

ア 郷土資料の多様な展示・体験方法の可能な空間の整備

郷土資料を展示ケースに並べるだけではなく、市民が郷土資料を手にとって動かしたり、遊んだりといった多様な見せ方を可能とする、柔軟性の高い空間を整備する。また、展示スペースには郷土資料の実物だけではなく、デジタル化した郷土資料の検索や閲覧ができる情報端末を設置する。

イ 共有機能の活用による展示・体験機能の拡張

郷土資料室は、社会教育複合施設の中で最も「あきしまらしさ」を出しやすい機能であり、市民だけではなく、市外からの利用者を集客できる可能性を秘めている。したがって、アキシマクジラの化石など貴重な郷土資料は施設の目玉として積極的に活用し、情報発信を行っていく必要がある。

社会教育複合施設の館内には、図書館の共有機能としての展示スペースや休憩スペース、全館共有のエントランススペース等が存在している。郷土資料室では、固有の展示スペースだけではなく、これら共有の空間を総合的に活用することで展示機能を拡張し、施設全体としての特徴的な雰囲気づくりに努める。

なお、郷土史に関連する講座や体験学習、イベントなど不定期で実施する活動については、基本的に共有機能を活用するものとし、効率的な施設運用を行う。

² コンピュータ上で利用者が目的に応じた特定の作業（文書の作成や画像の編集、学習、ゲームなど）をするために設計されたプログラムのこと。

ウ 郷土資料の展示及び活用を効果的に行うための収蔵スペースの確保

現在は分散して保管されている郷土資料のうち、外部への貸出し頻度が高いものや展示に耐える品質のものを中心として集約し、収蔵スペースを一元化することで、郷土資料の展示及び活用を効果的に行う。また、搬出入が行い易いように配慮する。

(3) 教育センター

教育センターは、地域に開かれた場であることと、相談に訪れた市民のプライバシー確保が両立された施設とする必要がある。そのため、適応指導教室に関しては児童生徒が通いやすい雰囲気づくりに努めるとともに、教育相談室に関しては、入り口からの利用者動線の分離や、声が漏れない防音処理等の配慮が必要となる。

また、訪れる児童生徒や保護者の人数は一定ではないため、間仕切りによる分割利用や男女共同参画センターとの相談スペースの共有化が可能な空間構成とし、訪れる児童生徒数や利用実態に合わせて柔軟かつ効率的に運用できる施設とする。

なお、教員研修や講習会、児童生徒向けのイベントなど不定期で実施する活動については、基本的に共有機能を活用するものとし、効率的な施設運用を行う。

(4) 男女共同参画センター

男女共同参画センターは、男女共同参画に関する情報発信の拠点として、また男女共同参画関連団体の活動拠点として、市民に広く認知され誰もが親しみを感じる施設とする必要がある。そのため、中央図書館等を目的に訪れた利用者でも気軽に足を運べるよう利用者動線や空間の連続性に配慮するとともに、オープンスペース等から男女共同参画ルームでの活動の様子がうかがえる開放的なつくりとする必要がある。ただし、プライバシーに関わる活動を行う場合もあるため、開放的な空間としつつも、遮蔽性についても配慮する必要がある。

また、男女共同参画相談室は DV を始め個人のプライバシーに関わる相談を受けるため、入り口からの利用者動線の分離や声が漏れない防音処理等の配慮が必要となる。また教育センターとの相談スペースの共有化が可能な空間構成とし、対応する相談件数や相談の内容によって柔軟かつ効率的に運用できる施設とする。

なお、男女共同参画団体が開催する講習会やセミナー等の不定期で実施する活動については、基本的に共有機能を活用するものとし、効率的な施設運用を行う。

第6章 事業手法について

今日の厳しい経済情勢や市の財政状況を踏まえ、施設の整備、運営にあたっては、国等の補助金など、多様な手法の活用を検討し、今後の市政運営に支障のないよう配慮すべきである。

1 想定される事業手法

段階	事業手法
施設整備	・ 従来方式 ・ DB（Design Build：設計施工一括発注）方式 ・ PFI 方式
施設運営	・ 直営方式 ・ 業務委託方式 ・ PFI 方式 ・ 指定管理者方式

（1）施設整備の事業手法

社会教育複合施設の整備において想定される事業手法は、以下の3種類に分類することができる。

ア 従来方式

公共が主体となって、自ら資金を調達して施設整備を行う従来どおりの方式。事業の進捗に応じ、入札等により施設の設計事業者、建設事業者を選定する。

イ DB（Design Build：設計施工一括発注）方式

公共が主体となって、自ら資金を調達して施設整備を行う点では従来方式と同様である。総合評価方式等により、施設の設計事業者と建設事業者をまとめて選定し、設計施工一括発注で施設整備を行う。

ウ PFI 方式

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）により定められた、民間資金により社会資本を整備し、民間事業者のノウハウを活用して公共サービスを提供する手法。行政は公募プロポーザル等により、施設の設計から建設、運営、維持管理等を行う複数の民間事業者から構成される企業グループを選定し、設計から 15～20 年間の管理運営までを業務範囲とした長期契約を締結する。PFI 方式の採

用により、社会資本の整備に係る行政の財政負担が軽減され、公共サービスの効率性や質の向上が図られることが期待されている。

PFI 方式の分類としては、整備が完了して直ちに公共側に施設の所有権が移転する BTO 方式（Build, Transfer and Operate の略）、事業期間にわたって民間側が施設を所有し続ける BOT 方式（Build, Operate and Transfer の略）などがある。

（２）施設運営の事業手法

社会教育複合施設の運営において想定される事業手法は、以下の 4 種類に分類することができる。

ア 直営方式

施設の運営及び維持管理業務を、全て市の職員で実施する方式。

イ 業務委託方式

施設の運営及び維持管理業務の全部または一部を、必要に応じて民間事業者に委託する方式。通常は、入札やプロポーザル等により選定した民間事業者との契約となる。

ウ PFI 方式

施設整備手法における説明で述べたとおり、民間事業者のノウハウを活用して公共サービスを提供する手法。PFI 事業者とは、15～20 年間の運営・維持管理業務委託に関する長期契約を締結する。

エ 指定管理者方式

民間事業者等が有するノウハウ等を活用して、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とし、行政が指定した民間事業者等に図書館等公の施設の管理を行わせる制度（地方自治法第 244 条の 2）を導入する方式。指定管理者は自らの事業計画に基づき、施設の使用許可や更新等を含む大きな裁量を持つ点が業務委託と異なる。既存の公の施設に指定管理者制度を導入する場合、指定期間は 3～5 年とすることが一般的であるが、前述の PFI 方式と併用する場合は、事業契約上の運営期間（15～20 年間）にわたって PFI 事業者を指定管理者とすることが多い。

2 各施設の特性から見た運営事業手法検討の考え方

(1) 中央図書館

市民図書館は、直営方式により施設運営が行われていたが、平成 23 年度より分館・分室及び移動図書館の運営を業務委託方式により実施している。また、新たな中央図書館の開館にあたっては、これまでの図書館サービスに加え、さらに新たなニーズや ICT に精通した人材などの確保が必要となり、市の置かれている財政状況から、職員のみで対応することには限界がある。運営事業手法の検討にあたっては、上記を考慮した上で、最適な手法を決定する必要がある。

(2) 郷土資料室

郷土資料室は、現在、管理業務委託方式により必要最小限の施設運営が行われている。社会教育複合施設の開館にあたっては、収蔵品の管理・保存やプログラムの企画・実施、教育機関との連携等に知見を有する人材の確保などが必要である。運営事業手法の検討にあたっては、上記を考慮した上で、最適な手法を決定する必要がある。

(3) 教育センター

教育センターの運営にあたっては、教育に関する高度な専門性が要求され、また市内小中学校との密接な連携も必要になることから、民間のノウハウを活用できる余地は少ない。運営事業手法の検討にあたっては、上記を考慮した上で、最適な手法を決定する必要がある。

(4) 男女共同参画センター

男女共同参画センターの運営にあたっては、男女共同参画に関する高度な専門性が要求され、また市の政策に合わせた対応が必要となることから、民間のノウハウを活用できる余地は少ない。運営事業手法の検討にあたっては、上記を考慮した上で、最適な手法を決定する必要がある。

3 事業手法の検討に係る今後の方針

社会教育複合施設の整備及び運営事業に係る事業手法の検討にあたっては、コンセプトの実現性や市の財政負担や事業の効率性、市民に提供するサービス水準の向上等の観点から、本事業において重視すべき評価の視点を整理した上で、本章で挙げた手法それぞれのメリットや課題を比較することにより、最も効果的に事業を実現できる手法を選択する。

基本計画

第 1 章 建設予定地の概要

場所		昭島市昭和町一丁目地内（分室跡地）
敷地面積		約 6,800 m ²
敷地隣接道路		南側 昭島市道昭島 17 号 東側 昭島市道西 107 号
用途地域		第一種住居地域 約 5,620 m ² 近隣商業地域 約 1,180 m ²
形態規制	建ぺい率	第一種住居地域 60%
		近隣商業地域 80%
	容積率	第一種住居地域 200%
		近隣商業地域 200%

第 2 章 ゾーン別整備計画

1 ゾーン別の整備方針

（１）中央図書館

ア 開架・閲覧ゾーン

【一般書籍開架・閲覧スペース】

- ・ 利用者の年齢層やニーズに沿った蔵書を提供する。
- ・ 利用者が求める書籍を探しやすいような配架とする。
- ・ 利用者がくつろいで読書や資料閲覧を行える場を提供する。
- ・ 利用者が希望する書籍を簡単に見つけることができる検索端末を設置する。

【新聞・雑誌開架・閲覧スペース】

- ・ 利用者のニーズに沿った多様な新聞、雑誌を提供する。
- ・ 利用者がくつろいで新聞・雑誌等の閲覧を行える場を提供する。

【電子書籍・AV・デジタル資料閲覧スペース】

- ・ 利用者のニーズに沿った電子書籍及び CD・DVD 等の AV・デジタル資料を配架する。
- ・ 電子書籍・AV・デジタル資料を閲覧する専用スペース及び端末（インターネット接続可）を提供する。

【児童用書籍開架・閲覧スペース】

- ・ 児童が本に興味を持ちやすいよう、工夫した配架を行う。
- ・ 児童がリラックスして本を読めるような場を確保する。
- ・ 乳幼児及び児童、保護者を対象とした絵本の読み聞かせ等を行うためのスペースを設ける。
- ・ 児童・青少年が読書習慣を身に付けるための、イベント等が実施できるスペースを設ける。

イ 学習・会議ゾーン

【録音スペース】

- ・ 障害者を対象とした、録音図書を作成するための環境を提供する。
- ・ 障害者に対する音読を行うための場を提供する。

【会議・講習・作業・グループ利用スペース】

- ・ 市民がグループで自由に研究、議論、資料の作成・編集等ができる環境を提供する。
- ・ 少人数の会議から大人数の講習等まで対応できる場を提供する。

【自習スペース】

- ・ 市民が集中して研究、学習ができる場を提供する。

【展示スペース】

- ・ 市民が研究、学習した成果を発表できる場を提供する。

ウ 管理・共用ゾーン

【図書館配送作業室】

- ・ 市内の分館分室、小中学校等からの要望を受付、資料を配送するための作業スペースを設置する。

【貸出・返却カウンター】

- ・ 資料の貸出・返却のためのカウンターを設置する。
- ・ 利用者への案内や利用登録等を目的としたカウンターを設置する。

【サービス・レファレンスカウンター】

- ・ 研究、学習等を行う市民に対し、適切な資料の紹介等による支援を行うためのカウンターを設置する。
- ・ 情報通信技術の最新動向や公共・民間部門における各種の情報サービスに精通した専門スタッフを充実させる。

【デジタル編集機材、デジタル編集スペース】

- ・ 郷土資料等の貴重資料等、資料のデジタル化を行うためのスペース及び機材を設置する。

【書庫・貸出返却スペース】

- ・ 貸出し・返却業務の効率化を目的に、ICT 等を搭載した機材を活用する。

【資料保管スペース】

- ・ 閉架資料及び新規受入資料を保管するためのスペースを設置する。

【管理スペース】

- ・ 資料の適切な更新及びクリーニングを行うためのスペースを設置する。
- ・ 新規資料、国立国会図書館、東京都立図書館、他自治体の図書館、大学図書館等からの貸与資料の受け入れを行うためのスペースを設置する。

【その他共用空間】

- ・ あらゆる年代の利用者が使いやすいよう、分かりやすい場所にトイレを設置する。
- ・ 子育て中の市民が利用しやすいよう、授乳室を設置する。

（２）郷土資料室

ア 展示閲覧ゾーン

【展示スペース】

- ・ 貴重な郷土資料を適切に展示するためのスペース（常設展示・特別展示）及び機材を設置する。
- ・ 玩具や農具などを実際に体験できる展示とするためのスペース及び機材を設置する。
- ・ デジタル写真など ICT を活用した展示のための機材を設置する。

【閲覧スペース】

- ・ 利用者がくつろいで資料を閲覧できる環境を提供する。
- ・ デジタル化された資料を閲覧できるスペース及び端末を提供する。

イ 資料保存ゾーン

【保管スペース】

- ・ 所蔵品を適切に管理・保存するためのスペースを設置する。
- ・ 資料の保管にあたっては、一括した収蔵施設が望ましいが、既存の収蔵スペースの有効活用を視野に入れる必要がある。

ウ 学習ゾーン

【会議・講習・作業・グループ利用スペース】

- ・ 市民がグループで自由に研究、議論、資料の作成・編集等ができる環境を提供する。
- ・ 郷土文化の学習を行う市民や市民グループ等に対し、適切な情報や資料を提供する。
- ・ 市民を対象とした、昭島市の郷土文化に対する知識を深めるための講座・イベントが開催できるスペースを提供する。

エ 管理ゾーン

【管理スペース】

- ・ 市内外の教育施設等を対象とし、郷土資料の貸出を行うための準備スペースを設置する。
- ・ 国や東京都、その他自治体の博物館等とのネットワークを構築し、郷土資料の活用方法に関する情報交換及び資料の相互貸与を行う準備スペースを設置する。
- ・ 郷土資料の展示や体験プログラムの企画・実施、収蔵品の適切な管理方法等に精通した人材、レファレンスサービスを行う人材を充実させる。

（３）教育センター

ア 教育研修ゾーン

【教育研修用スペース】

- ・ 教職員向けの研修や各種講習会、自主企画による勉強会等を開催するためのスペースを提供する。
- ・ 教職員を対象とした、各種教材（アナログ及びデジタル）等の作成・編集を行うための環境を提供する。

【教材保管スペース】

- ・ 授業用教材や学校教育に関連した研究成果のストック、貸出を行うためのスペースを設置する。

イ 教育相談ゾーン

【相談スペース】

- ・ 児童生徒や保護者に対する教育相談等を行うためのスペースを提供する。
- ・ 不登校の児童生徒に対する学習指導や進路相談等を行うためのスペースを提供する。

【教室】

- ・ 不登校の児童生徒の指導を行うための教室を設置する。

ウ 管理ゾーン

【管理スペース】

- ・ 教育相談等を受けるための人材を充実させる。
- ・ 教職員等が不登校の児童生徒の指導、教育相談等を行うための準備スペースを設置する。

（４）男女共同参画センター

ア 情報提供ゾーン

【展示スペース】

- ・ 市民団体による活動の成果等を発表する場を提供する。
- ・ 市民団体による活動情報、講座等の開催予定情報が閲覧できる環境を提供する。

【情報提供スペース】

- ・ 利用者が男女共同参画に関連する情報を入手できるよう、インターネットに接続可能な端末や、雑誌等の配架を行う。

イ 交流・相談ゾーン

【交流サロン】

- ・ 利用者がくつろいだ雰囲気です自由に交流や学習、活動ができるような場を提供する。
- ・ 利用者が子どもを見ながら活動ができるよう、子どもが遊べるスペースを設ける。

【会議・講習・作業・グループ利用スペース】

- ・ 女性悩みごと相談等を実施するスペースを提供する。
- ・ 市民団体等を活用した、セミナーや講演会等を開催するためのスペースを提供する。

ウ 管理ゾーン

【管理スペース】

- ・ 施設の利用申し込みや相談の受付等を行うためのスペースを提供する。
- ・ 女性悩みごと相談等を受けるための人材を充実させる。

（５）共通機能

ア 総合窓口ゾーン

【総合受付窓口】

- ・ 施設への来館者からの問い合わせに対応するためのカウンターを設置する。

イ 集会・学習・市民活動ゾーン

【会議・講習会・グループ会議室】

- ・ 市民がグループで自由に会議や共同作業、デジタル資料の作成・編集等が行なえる環境を提供する。
- ・ 少人数の会議から大人数の講習等まで対応できる場を提供する。

ウ 情報発信ゾーン

【情報発信スペース】

- ・ 市民団体の活動情報、施設内で開催される講座等の情報を気軽に閲覧、検索できるスペースを設置する。

【情報交流スペース】

- ・ 利用者同士がくつろいで交流、情報交換ができるスペースを設置する。

エ アメニティ・休憩ゾーン

【飲食スペース】

- ・ 施設に長時間滞在できるよう、飲食・休憩スペースを設置する。
- ・ 飲み物や軽食などを提供する。

【子育て支援スペース】

- ・ 子育て中の市民が施設を利用しやすいよう、子どもの一時預かり保育を行うためのスペースを提供する。

オ その他共用施設

- ・ あらゆる年代の利用者が使いやすいよう、分かりやすい場所にトイレを設置する。
- ・ 子育て中の市民が利用しやすいよう、授乳室を設置する。
- ・ 目的なく施設を訪れた市民でもくつろいで過ごせるよう、ベンチ等の休憩施設を設置する。

カ 駐車場・駐輪場

- ・ 市民が利用しやすいよう、敷地内に駐車場・駐輪場を設置する。
- ・ 書籍の運搬を行う車両が駐車するスペースを設置する。

2 ゾーン別の諸室、設備等

ゾーン	必要な諸室	諸室で行う活動等	必要な設備・仕様等
施設全体	6,800 m ² （駐車場・駐輪場は除く）		
中央図書館	3,860 m ²		
開架・閲覧ゾーン	一般書籍開架・閲覧スペース	・蔵書の閲覧 ・蔵書の検索	・テーマ別開架書棚（開架冊数 19 万冊程度） ・閲覧用デスク、椅子 ・閲覧用ソファ ・検索用端末
	新聞・雑誌開架・閲覧スペース		・新聞・雑誌用開架書棚 ・閲覧用デスク、椅子 ・閲覧用ソファ
	電子書籍・AV・デジタル資料閲覧スペース	・電子書籍の閲覧 ・AV、デジタル資料の閲覧 ・有料データベースの利用	・閲覧用デスク、椅子 ・閲覧用ソファ ・閲覧用端末設置（タブレット、PC 端末等） ・有料データベース利用端末 ・無線 LAN 設置
	児童用書籍開架・閲覧スペース	・蔵書の閲覧 ・読み聞かせ等のイベントの実施	・児童用開架書棚 ・閲覧用デスク、椅子 ・読み聞かせスペース、親子利用スペース
学習・会議ゾーン	録音スペース	・録音図書の作成	・障害者サービス用録音機材 ・少人数利用（4～8 人）のスペース
	会議・講習・作業・グループ利用スペース	・団体活動の実施 ・講習会、研修会等の実施	・6～10 人利用の小部屋（4 室程度） ・30 人利用の会議室（3 室）（つなげて 60 人、100 人利用も可）
	自習スペース	・市民による自習、研究活動	・個人利用を前提とした自習室（50 席程度） ・自習用デスク、椅子
	展示スペース	・市民による学習・研究成果の報告	—

ゾーン	必要な諸室	諸室で行う活動等	必要な設備・仕様等
管理・共用ゾーン	図書館配送作業室	・団体貸出	—
	貸出・返却カウンター	・図書の返却、貸出	・貸出・返却デスク
	サービス・レファレンスカウンター	・レファレンスサービス	・レファレンスデスク
	デジタル編集機材、デジタル編集スペース	・デジタル資料の編集、加工	—
	書庫・貸出返却スペース	・蔵書の収蔵 ・蔵書の返却・貸出（ICT等を活用）	—
	資料保管スペース	・蔵書の収蔵、保管	—
	管理スペース	・図書館運営に係る事務全般	・事務室、職員執務スペース ・選書、装丁、修理スペース ・会議室スペース ・資料搬出入スペース ・サーバ室
	その他共用空間	—	・トイレ ・授乳室
郷土資料室 570 m ²			
展示閲覧ゾーン	展示スペース（常設・特別）	・展示等イベント等の実施	・展示ケース ・展示書架 ・デジタル資料展示用機材
	閲覧スペース	・郷土資料の閲覧 ・郷土資料の検索	・閲覧用デスク、椅子 ・閲覧用ソファ ・閲覧用端末設置（タブレット、PC 端末等）
ゾーン 資料保存	保管スペース	・所蔵品の管理・保存	・保存ケース、書棚 ・デジタルアーカイブ
ン 学習ゾー	会議・講習・作業・グループ利用スペース	・昭島市の郷土・文化に係る団体活動の実施	・6～10 人利用の小部屋（3 室程度）

ゾーン	必要な諸室	諸室で行う活動等	必要な設備・仕様等
管理ゾーン	管理スペース	・郷土資料室運営に係る事務全般	・事務室、職員執務スペース ・修理スペース ・会議室スペース ・サーバ室
教育センター 285 m ²			
教育研修ゾーン	教育研修用スペース	・教職員向けの研修、講習会 ・教職員同士の勉強会等 ・教育に係る各種教材の作成、編集	・会議、講習、作業室(1室) ・視聴覚設備 ・デジタル編集設備
	教材保管スペース	・教育に係る各種教材の保管	・資料書架 ・デジタル教材データベース
教育相談ゾーン	相談スペース	・電話・メール及び対面による家庭教育・学校教育に関する相談の受付	・教育指導相談室・適応障害相談室(相談ブース3室)
	教室	・不登校の児童生徒に対する学習指導や進路相談	15～20人利用の教室(2室)
ン 管理ゾー	管理スペース	・教育相談室に係る事務全般	・事務室、職員執務スペース ・会議室スペース ・サーバ室
男女共同参画センター 160 m ²			
情報提供ゾーン	展示スペース	・市民団体活動の成果報告等のイベントの実施	・展示設備
	情報提供スペース	・市民団体による活動情報、講座等の開催予定情報等の提供 ・男女共同参画に関連する情報の提供	・PC 端末等 ・デスク、椅子、ソファ ・雑誌・パンフ書架
交流・相談ゾーン	交流サロン	・男女共同参画に係る市民団体の交流	・オープンなサロン空間 ・デスク、椅子、ソファ ・子どもが遊べるスペース
	会議・講習・作業・グループ利用スペース	・女性の悩み事相談等の受付 ・市民団体等によるセミナーや講演会等のイベントの実施	・相談ブース(2室) ・20～30人利用の中規模会議室(1室) ・視聴覚機能

ゾーン	必要な諸室	諸室で行う活動等	必要な設備・仕様等
ン 管理 ゾー	管理スペース	・男女共同参画ルームに係る 事務全般	・事務室、職員執務スペース ・会議室スペース ・サーバ室
共通機能 1,925 m ²			
ン 総合 管理 ゾー	総合受付窓口	・来館者への施設案内	・カウンター
	管理スペース	・職員用の更衣室、トイレ、休 憩スペース	・更衣室、トイレ、休憩室
ン 市民活動 ゾー 集会・学習・	会議・講習会・グルー プ活動室	・団体活動の実施 ・各種講座の開催	・30～200 人利用の会議室(4 室、つ なげて利用可)
情報発信 ゾー	情報発信スペース	・市民団体の活動情報、施設 内で開催される講座情報等の 提供	・PC 端末等 ・デスク、椅子、ソファ ・雑誌・パンフ書架
	情報交流スペース	・利用者同士による交流・情報 交換	・デスク、椅子、ソファ
ゾーン アメニ ティ・休 憩	飲食スペース	・飲食・休憩 ・飲料、軽食等の提供	・喫茶・飲食スペース(30 席程度)
	子育て支援スペース	・子どもの一時預かり保育	・一時預かり室
その他共用 施設	トイレ	—	・各階男女 1 箇所ずつ
	授乳室	—	・各階 1 箇所ずつ
	エレベータ	—	・1 基以上
	階段室・廊下・ホワイ エ・ロビー空間	—	・ベンチ等
	その他管理スペース	—	・警備、機械室、倉庫等 ・給湯設備(各階に設置)
その他			
駐 駐 輪 車 場 場 ・	駐車場・駐輪場	—	・60～80 台程度

※展示スペースや会議室、相談ブース等については、複数の諸室にて共有する。

資 料

昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会について

「昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画」の策定にあたっては、昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会にて、全 5 回の協議を行った。

昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会要綱

(設置)

第 1 条 図書館活動の拠点的機能を備えた（仮称）昭島市中央図書館をはじめ社会教育関連施設の建設計画（以下「建設計画」という。）の基本方針及び基本計画策定に資するため、昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、建設計画の基本方針及び基本計画策定に関し必要な事項を調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

(組織及び委員)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 11 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 3 人以内
- (2) 社会教育委員 1 人
- (3) 市民図書館協議会委員 1 人
- (4) 文化財保護審議会委員 1 人
- (5) 関係団体の代表 3 人以内
- (6) 公募による市民 2 人以内

2 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による報告を終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。
- 4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習部社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員名簿

自 平成23年5月27日 至 平成24年2月9日

氏 名	所 属 団 体 等
◎ 大 串 夏 身	学識経験（昭和女子大学教授）
○ 森 檀	学識経験（前社会教育委員会会議議長）
糸 洋	学識経験（中学校長）
五十嵐 栄 司	社会教育委員会
石 川 博 朗	市民図書館協議会
北 條 覚	市民図書館協議会
和 田 哲	文化財保護審議会
佐々木 秀 子	関係団体（男女共同参画）
立 山 美佐枝	関係団体（自治会連合会）
吉 澤 孝 行	関係団体（障害者（児）福祉ネットワーク）
黒 川 雅 子	公募市民
野 島 由 希	公募市民

石川 博朗委員は、平成23年5月27日から平成23年8月17日まで

北條 覚委員は、平成23年8月18日から平成24年2月9日まで

◎ 委員長 ○ 副委員長

昭島市社会教育複合施設建設計画検討委員会 開催経過

	開催月日	内容
第1回	平成23年5月27日	- 委員の委嘱 - 正副委員長の互選 - 昭島市社会教育複合施設に係る現況課題の整理及び施設コンセプトについて
第2回	平成23年6月20日	昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針（案）について
第3回	平成23年7月25日	昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針（案）及び基本計画（案）について
第4回	平成23年11月2日	昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画（案）について
第5回	平成24年2月9日	昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

「昭島市社会教育複合施設 建設計画基本方針・基本計画」に係る市民参加について

「昭島市社会教育複合施設 建設計画基本方針・基本計画」の策定にあたっては、以下の取組みを実施した。

開催日程	概要
平成 23 年 5 月	公募による市民を対象に、昭島市社会教育複合施設に関するワークショップを開催した。ワークショップでは、図書館、郷土資料室及び男女共同参画センターのあり方について、参加した市民の方々により活発な議論が交わされ、その成果を取りまとめ、発表を行った。
平成 23 年 6 月	昭島市内の小学校において、小学 3 年生を対象に、新たな図書館のイメージを描いてもらった。アイデアの中には、ゆったりした図書館やおちつく図書館という意見が多かった。
平成 23 年 7 月	昭島市内の中学校において、昭島市社会教育複合施設におけるアイデアを募集した。その結果、施設の設備、制度、イベントに関する様々な意見が得られた。
平成 23 年 8 月	勾玉づくり教室への参加者に対し、郷土資料室の建て替えに関するアンケート調査を実施した。参加者からは施設における企画や展示内容について、様々な意見が得られた。
平成 23 年 9 月～	平成 23 年 9 月より、市民図書館（本館）、分館、分室に中央図書館建設にあたっての意見・要望を求めるポスターと意見箱を設置した。その結果、つつじが丘分室 1 通、昭和分館 2 通の投函があった。内容としては、昭島の特色をいかした図書館や幅広い年代が利用できる図書館への要望であった。

昭島市社会教育複合施設
建設計画基本方針・基本計画

平成 24 年 3 月

発 行 昭 島 市
編 集 昭島市教育委員会事務局
生涯学習部
東京都昭島市田中町 1-17-1
Tel 042-544-5111(代表)